**年金受給権者　退職改定確認票**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 記 号 |  | 番 号 |  | 氏 名 |  |
| 公的年金の受給状況　受給している年金（停止中も含む）に☑をしてください。 |
| □老齢厚生年金・退職共済年金　　□退職年金※退職年金：１年以上引き続く組合員期間がある65歳以上の方が退職するとき、受給権が発生します（退職後、引き続き共済組合の資格を取得する場合は除く）。退職年金は60歳から繰上げて受給することができます。また、未請求の場合は、繰下げの申出をすることもできます。今回の退職により受給権が発生し、年金を請求する場合：請求書を提出ください。今回の退職により受給権が発生するが、現時点で年金を請求しない場合：確認書を提出ください。 |
| **１．退職時に雇用保険に加入していましたか**雇用保険被保険者証の写しを共済組合に送付してください。（年金請求時に提出いただいた方は不要です。）□　はい　　□　いいえ　 |
| **２．退職後、再就職しますか**□　はい　　⇒　「３」へ進んでください。□　いいえ　⇒　「４」へ進んでください。　　　　　　　　 |
| **３．再就職先で年金制度（厚生年金、私学共済、公務員共済 等）に加入しますか**□　はい　※１（裏面）「５」へ進んでください。□　いいえ　 |
| **４.退職後、失業保険を受給される予定ですか**□　はい　※２（裏面）「５」へ進んでください。□　いいえ　  |
| **５．扶養親族等申告書を提出しますか**ご自身が障害者、寡婦等に該当せず、控除対象者となる配偶者または扶養親族がいない方は、扶養親族等申告書を提出する必要はありません。また、確定申告で所得税を一括精算される方も提出する必要はありません。□　提出しない　ご本人の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の写しを添付のうえ提出ください（扶養親族分は不要です）。また、勤務先や他の年金支払機関にも申告書を提出される方は、二重申告となる場合がありますのでご注意ください。□　提出する　 |
| **６．〈退職年金の請求において、一時金を選択した方のみ〉**退職年金決定請求書または退職年金支給繰下げ決定請求書の「有期退職年金に係る申出」欄で「一時金」を選択した方のみ回答ください。**今回の退職に伴い、退職金の支給がありますか** □　はい　　□　いいえ　**「退職所得の受給に関する申告書」を提出しますか**□　提出しない　　□　提出する　申告書等を提出してください「提出しない」場合、20.42％の所得税等を源泉徴収します。税還付を希望する場合は、確定申告が必要です。 |

※１　再就職し、下記の要件に該当した場合は、年金額の一部または全部が支給停止される場合があります。

①70歳未満の方が、厚生年金保険に加入する場合（公務員、私立学校職員を含む）

②70歳以上の方が、厚生年金保険適用事業所に勤務する場合（公務員、私立学校職員を含む）

③国会議員または地方議会議員となった場合

※２　65歳未満の方がハローワークで求職手続きをされると、求職の申込みをした翌月から支給日数に応じて、老齢厚生年金が支給停止（退職共済年金の場合は、職域部分を除き停止）されます。求職手続き後、失業保険を受給しなかった場合は、停止された年金が遡って支給されますが、お支払いに時間がかかる場合があります。

退職等年金給付用

確　　　認　　　書

私は、退職年金の支給繰下げを検討していますので、現時点では「退職年金決定請求書」を提出しません。

　令和　　年　　月　　日

福岡県市町村職員共済組合　御中

年金証書記号番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 8 | 6 | 4 | 6 | － |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

住　　所

電話番号

氏　　名